

幕末維新时期熊本藩の茶生産と地域社会

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学人文社会科学部アジア研究センター 公開日: 2024-04-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今村, 直樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/0002000576

幕末維新期熊本藩の茶生産と地域社会

今村直樹

一 序言

小稿は、幕末維新期の熊本藩による茶生産の奨励政策が、地域社会でどのように実施されたかを物語る史料八点を紹介するものである。

幕末の開港後、茶は日本の主要な輸出品となり、全国的にその生産は活発になった。こうした幕末期以降の茶生産の変化を、個別産地の数量的分析から跡付けようとしたのが前稿「幕末・明治前期における茶生産の地域的展開」(以下、「前稿」と略記¹⁾)である。前稿では、熊本藩(県)域における一八四〇年代と一八七〇年代の茶の生産量・生産高をそれぞれ比較検討し、前者に比べて後者では生産量が倍増し、生産額も約一・五倍となった事実を明らかにした。そして、その変化の重要な背景として、開港後の熊本藩による茶生産の積極的な奨励政策があったと論じた。

それでは、幕末維新期の同藩による奨励政策は、地域社会で具体的にどう進められていったのか。この点に関しては、和田直樹氏の研究(以下、「和田論文」と略記²⁾)および

前稿が論及している。両者ともに、熊本藩の藩政史料たる細川家文書の「町在」(後述)から関係史料を引用し、藩から地域に対して茶実の無償配布が行われていたこと(和田論文)、郡行政の責任者たる郡代の肝いりで茶生産が進められ、その際、村の空き地などが活用されたこと(前稿)などを指摘している。しかし、和田論文や前稿は、「町在」の関係史料のごく一部を部分的に検討したに過ぎず、当該期の地域社会における茶生産の実態を十分に明らかにした訳ではなかった。

そこで、小稿では「町在」における幕末維新期の茶生産関係史料と、熊本藩の惣庄屋文書(古閑家文書)における関係史料を紹介し、藩の生産奨励を受けた地域社会での具体的な取り組みのあり方について明らかにしたい。

二 熊本藩政の制度的背景と史料群の性格

まず、史料を読み解く上で必要な熊本藩政の制度的背景と、紹介する史料群の性格について、簡単に述べておこう。

近世後期熊本藩の農村行政は、藩政全体を統括する奉行衆のもとに置かれた部局の一つである郡方が担当した。これに対して、都市行政の担当部局は町方である。郡方のもと、肥後国の大半と豊後国の一部から構成される藩領は一四の郡に区画され、それぞれに藩士が務める郡代が一、二名置

かれた。各郡の下に、五一の「手永」と呼ばれる地域行政機構が置かれ、村々はそこに編成されていた(地図を参照)。一郡あたり平均手永数は三・四、一手永あたり平均村数は三一・三、平均石高は約一万五〇〇〇石であり、手永は小大名領に匹敵する規模を有した。手永の責任者が惣庄屋である。その執務機関として、各手永には会所(役所)が設けられていた。手永会所には、手代・下代・会所詰などの会所役人が常勤しており、会所役人が村庄屋を兼ねることも多かった。村の運営は、村庄屋やその下の組頭や頭百姓によって行われていた。惣庄屋から組頭や頭百姓までは、すべて百姓身分である。

熊本藩には、藩への献金、あるいは役人としての職務出精や社会的功業に応じて、庶民に苗字帯刀などの身分的特権や格式を付与する褒賞制度が存在していた。後掲の史料に登場する町別当列・郡代直触・惣庄屋直触・郡筒などの文言は、そうした身分格式を示すものである。

さて、同藩の藩政機構には、右で述べた農村・都市行政担当の郡方・町方の他にも、藩の人事褒賞制度を担当した選挙方、その殖産政策を担当した産物方、藩主家などの茶道を司った茶道方などの多くの部局や組織が存在していた。小稿が主に取り上げる細川家文書の「町在」は、選挙方が作成した年次記録帳簿群であり、その一冊ごとの件名目録は、熊本大学附属図書館のウェブサイトで公開されている。

小稿では、一八世紀末から明治初年にかけて「町在」全一〇五冊の収録史料から、幕末維新期の茶生産に係る主要史料六件(点)を選抜し、掲載した。

加えて小稿には、熊本藩の惣庄屋文書である古閑家文書⁵⁾からも、茶生産関係史料を二点掲載した。古閑家は、天保期から明治期にかけて、主に飽田詫摩郡の惣庄屋を歴任した家である。

細川家文書「町在」および古閑家文書は、幕末維新期熊本藩の地域社会における茶生産の実態を考える上で、恰好の史料群だといえる。

三 収録史料の概要

1 細川家文書「町在」

「町在」収録の一件文書は、基本的に、①褒賞対象者に関する申請書、②申請書への選挙方による審議結果の回答、③回答に基づく選挙方からの通達内容、④横目などによる推薦書の内容に関する調査書、⑤褒賞対象者に関する推薦書から構成される。このうち、①②③の三点が基本文書であり、④と⑤を欠く場合も多い。史料1でみれば、(1)の前半(上職人町孝右衛門に関する町方根取共からの褒賞申請書)が①、後半の「僉議」部分が②、朱筆で示された書入れ部分が③にあたる。続いて、(2)は④、(3)と(4)は⑤に該当

する。

和田論文は、安政期に茶道方の御用町人が、宇治に向向いて茶の仕入れやその製法習得に励んでいたことを指摘している。⁶⁾その原典となるのが史料1である。これは、上職人町(熊本町)の町人孝右衛門に対して、苗字御免と町別当並みの格式付与を求めた文書である(文久三年「一八六三」)。

それによると、宇治の製法を伝授されていた孝右衛門は、安政六年(一八五九)に茶道方御用聞に任じられ、藩主細川家の邸宅がある花畑と水前寺の御茶園で「御茶製方」を行っていた。御用聞に任命された後は、四度も宇治に出向き、宇治茶の仕入れを行っている。彼の製茶技術の高さは、江戸で細川家の高貴な女性たちである「御方々様」の御用を務めるほどであった。他方、彼は町頭という町役人も勤めており、両者の掛け持ちが大きな負担であったとみられる。

茶道方の茶生産という観点から注目されるのは、(3)の茶道頭による推薦書の一節である。花畑や水前寺の御茶園は、享保・宝暦の頃、宇治より茶実を取り寄せて植え付け、以来数十年にわたり、製法に取り組んでいたと記されている。孝右衛門の事例は、藩が宇治製法を奨励する元治元年(一八六四)⁷⁾以前のものであるが、そうした奨励政策の前提として、近世中期からの茶道方による宇治製法の長期的な取り組みが存在していた事実は、特筆すべき点である。

史料2と史料3は、前稿で部分的に検討した文書の全文である。⁸⁾史料2は、合志郡竹迫手永の佐々才右衛門・後藤嘉右衛門・彦太を「蚕桑倡方」に任命したので、その在任期間における郡代直触の格式付与を申請したものの(慶応二年「一八六六」)。史料3は、同郡大津手永の松岡三千郎・忠右衛門・三右衛門の三人について、史料2と同様、「桑茶仕立方倡方」への任命期間中における郡代直触の格式を求めたものである。史料2と史料3の要点については前稿を参照されたいが、史料2では、郡代から奨励された茶生産について、茶の値段が最近高騰しているため、村々も進んで取り組んでいる点(1)、史料3では、申請通り三人の格式が認められれば、彼らも茶生産に一層励み、それが「御国益」になると郡方の横目が主張している点(1)などが、前稿からの新たな知見になる。

史料4は、託摩郡本庄手永戸嶋村庄屋である清三郎の「桑見締并御茶園見締」への任命を前提に、その在任中、郡代直触の格式の付与を求めたものである(慶応二年)。ここでは、茶道方が長嶺村で御茶園を設けることになったため、御茶園の近所に住む清三郎をその管理者や「産茶御用懸」に任じたいと、茶道頭が主張している点(1)が注目できる。この御茶園は、茶道方が茶の増産のために設けたものであり、その際、現地の庄屋が重要な協力者として期待されていたことが見てとれる。

史料5は、上益城郡鯉手永の甲斐信左衛門と、飽田郡横手手永の本多卯太郎について、「御茶園見締并宇治茶向製法産茶御用懸」への任命と、その在任中の郡代直触の格式付与を求めたものである（慶応三年）。この史料からは、慶応元年から藩内における茶生産の奨励事業が本格化したことがわかる。また、史料4と同様、兩人には御茶園の現地管理者としての役割が期待されており、地域社会における茶生産の奨励にあたり、藩の茶道方が主導的な立場にあったこともうかがえる。

史料6は、本庄手永戸嶋村の頭百姓である新兵衛と長嶺村組頭である新助を、「茶見締役」に任命し、その在任中の苗字御免と惣庄屋直触の格式付与を求めたもの（明治元年〔一八六八〕）。本史料では、慶応三年以降、藩から本庄手永に対して茶実の無償配布が行われたこと、これまで設けられた茶園からは収益が上がっており、さらに高台にある村々の「山畔堀迫」の端々にまで茶を植え付ければ、より多くの利益があがると惣庄屋の古閑忠左衛門が主張していることが注目できる。藩からの茶生産奨励を受け、当該期には地域社会でも茶生産の有効性が十分に認識され、さらなる生産拡大が志向されていることがうかがえる。

2 古閑家文書

古閑家文書からは、明治二年の関係史料を二点収録した。

史料7は、飽田託摩郡代からの指示を受け、本庄手永惣庄屋の古閑忠左衛門が、百姓の「余産（余業）である楮・桑・茶・櫨・渋柿などの植え付け場所について、調査を進めている旨を報告したものである。当時の熊本藩は、単年度財政収入の五割超に達する戊辰戦争の出兵費用に苦しんでいた⁹⁾。そうした費用の一助とするため、藩が生産性の低い土地や河川の堤防などに、茶などの植え付けを志向していたことがうかがえる。他の史料とも共通するが、土地がもつ潜在的な生産性を引き出す手段として、桑・楮・櫨とともに、茶の存在は非常に重要視されていたのである。

史料8は、飽田郡五町手永宇留毛村庄屋の武平次たちが、御茶園の新設に際して、村方からの合意が得られた旨について惣庄屋たちに報告したものである。これによると、同村の立田御山には、先年豊後梅が植え付けられていたが、このたび茶道方と共同で梅木の間に御茶園を仕立てることになり、村方の支障の有無について問い合わせがなされた。村方からの回答は、梅と茶の双方が植えられると、「木下作」も出せずに百姓たちが迷惑するので、どちらか片方のみを仕立てにして欲しいとのことであった。この要求を受け、茶は「木下作」に支障がない箇所に植えられ、さらに上茶は相応の代銭で買い上げられることになったため、村方も御茶園の新設に同意したとある。

史料2の(1)にもあるように、茶の新規生産に取り組む際

に考慮されたのは、既存の百姓の農業生産に支障が出ないことであり、その点で御茶園の新設は、百姓ひいては村共同体の合意が大前提であった。既存の農地以外で茶の生産が試みられたのもそのためである。

つまり、幕末維新期の領主権力や地域社会は、潜在的な土地の生産性を引き出し、国力や民富を増すために、一村ごとの合意を調達しながら、茶生産の奨励政策を進めていたのである。

なお、本研究は、JSPS科研費19H01310、20K12318、21H00563、23H00668の助成を受けたものである。

① 戸部健編『アジア研究・別冊7 東アジアの視野からとらえた日本の茶と茶文化に関する学際的研究』(静岡大学人文社会科学部・アジア研究センター、二〇一八年) 所収。

② 和田直樹「幕末維新期における熊本藩の殖産政策」(稲葉継陽・花岡興史・三澤純編『中近世の領主支配と民間社会』熊本出版文化会館、二〇一四年)。

③ 公益財団法人永青文庫所有、熊本大学附属図書館寄託。

④ <https://www.lib.kunamoto-u.ac.jp/local/eisei/>

⑤ 個人蔵。古閑家文書は二〇一六年熊本地震で被災したが、熊本被災史料レスキューネットワークによって救出された。総点数は約二万点であり、現在は熊本大学永青文庫研究センターが総合調査を進めている。

⑥ 和田論文四七二頁。

⑦ 和田論文四六二～四七三頁。

⑧ 前稿一一～一二頁。

⑨ 下山三郎『近代天皇制研究序説』(岩波書店、一九七六年) 二二三～二三四頁。

【付記】

本稿の翻刻文作成にあたり、山下栞氏の助力を得た。末筆ながら記して御礼申し上げる。

【凡例】

史料翻刻に際しては、以下に掲げる凡例に従った。

一、原則として当用漢字を用いた。但し、地名・人名等は史料の記載通りとした。

一、誤記・意味不明な場合には、括弧書に正字を記すか、(ママ)を付した。

一、人名等には、必要な範囲で括弧書の注記を加えた。

史料1 「文久三年 町在」(細川家文書、一〇—二一五)

(1) 御内意之覚

上職人町

孝右衛門

右者安政四年十二月御茶御払底之節々御用被仰付、同六年十二月御茶道方御用聞被仰付置候処、御払底之節々無間拔様差出、御扣茶宇治ニ^茂罷越、入念仕分いたし、且御花畑・水善寺^前兩御茶園之御茶製方^茂被仰付置候処、数年心懸厚出精いたし、近年者御茶園之肥等^茂自勘ニ而手入いたし、製方^茂年増功熟御茶之風味^茂宜出来いたし、往々者一稜御用便ニ相成可申、其外茶之困方取扱等抜群宜、御茶道方屹御為合ニ相成候次第、委細者萱野宗保列申立并御横目見聞書之通ニ御座候間、乍恐被賞別段を以苗字被成御免、町別当列被仰付被下候様有御座度奉願候、則申立等三通相添、御達仕候間、宜被成御參談可被下候、

以上、

町方

文久三年九月

根取共

僉議

孝右衛門儀達之通候而、御茶道方御用聞被 仰付候以來、未々年浅ニハ御座候へとも、御用無御間拔様致出精、宇治へ^茂罷越、茶仕入等いたし、御花畑・水前寺兩御茶園へ御茶製法を^茂被 仰付置候而ハ、肥等^茂自勘ニ而手入いたし、宇治御茶等取下候間、平町人ニ而ハ彼方懸合筋等不弁理之由、委細御茶頭書面之通無余儀事情ニ^茂相聞候処、御茶御用取扱候内、苗字被成御免候而ハ何程ニ可有御座哉、

但、別当列被 仰付候様達之通ニハ御座候へとも、

年浅ニ付此儀僉議見合被下候、

〔^{朱筆}右僉議之通、亥十月朔日申渡〕

(2)別紙之趣ニ付承繕申候処、上職人町布屋孝右衛門儀、茶仕入方功熟之者ニ付而、安政四年巳十二月御茶御払底之節々御用被 仰付候間、平常圍置候様御茶道方御達相成、同六年未十二月御茶道方御用聞被 仰付、召上リ之御茶下シ方被差免、御用御間欠相成不申候様、町方^茂御達相成候由、惣体宇治製之仕法筋伝授いたし居候由ニ而、既ニ製方之節、御内々^茂被為在御透見^茂候由、且

御方々様御用^茂相勤、其外御茶園肥^茂自勘^二而いたし、御茶摘方製方共年々被^レ 仰付候付而者、年増功熟^二相成一稜御用弁相成候由、委細者別紙書面之趣承り申候、右御用聞被^レ 仰付候以後者、宇治^{江茂} 四度罷登り、其内二者追々文通いたし候儀^茂有之、他所懸合^二付而者、當時之儘^二而者都合悪敷儀^茂有之候由^二而、苗字被成御免、別当列^{江被} 仰付候様願出候趣^二相聞申候、以上、

九月

演舌

町方

御横目方

本文孝右衛門儀、當時上職人町々頭相勤居候処、御茶道方御用^茂被^レ 仰付候上、右之通町役相勤居候而者、御茶御用自然等閑^二成行候而者難相濟事^二付、右同人^ハ内意之趣有之候間、右町頭者被成御免候様、御茶道方^ハ達出之通候処、孝右衛門儀只今町頭御断申上候而者、差寄跡役いたし候者無之儀を承知いたし候由^二而、御断^茂難相濟く申儀^二心付候由、右^二付而町役^茂只今迄通相勤、御茶御用之儀^茂御間欠^二相成不申候様、差入り相勤可申筈^二決儀いたし候由、承り申候事、

(3) 御内意之覚

御茶道方御用達

上職人町布屋

孝右衛門

右者御茶道方御茶御用被

仰付、兼々御用向念を入、手全^二相勤申候、委細別紙御役人中^ハ御内意達書之通^二御座候、且御花畑・水前寺両御茶園之儀、享保・宝曆之季、宇治^ハ茶実御取下、御植させ被遊候末、数十年来製法方^茂免居申候而、漸御茶道方番茶等御用相成申候、然処右孝右衛門、先年宇治製之仕法を委敷伝授仕来申候^二付、幸之事故右製方被^レ 仰付候処、可成^二致出来、右之御茶追々江戸^二被差登、

御方々様^{江被}進

御楽^二相成申候、右製方之仕法等御内々

御透見^茂被為^レ在候事^二付、其後弥以心懸厚出精仕、近年御茶園之肥等も自勘^二而仕、格別念を入製方仕候付、年増功熟仕候間、御茶之風味^茂宜敷出来仕、往々一稜御用弁^二相成可申^与奉存候、惣体茶之困方取扱等之儀者拔群宜敷有之、於御茶道方者屹度御為合相成申候者^二御座候、^二ノ丸并宮内御用^茂相勤申候御用者不及申、御家中用向之茶^茂極々念を入、調達いたし候よし^二御座候、年々宇治^{江茂}御用御茶等取下方、平町人^二而者彼方懸合等之儀不弁利之訳^茂有之、且當時町頭被^レ 仰付相勤居申候処、御茶御用^茂被^レ 仰付置候上、右町役相勤候而者、御茶御用^茂自然^与等閑^二とも成行候而者恐入申候次第^二付、同人より内意之趣^茂有之候間、右之町頭者被成御免、前条御用

出精之訊ニ被对、御時節柄之儀ニ者御座候得共、何卒別紙願之通、別段之御僉議を以苗字被成御免、別当列ニ被仰付候様有御座度、於私奉願候、此段可然様御讚談被成御達可被下候、以上、

八月

(茶道題)
萱野宗保

(4) 御内意之覚

上職人町

布屋

孝右衛門

右者茶仕入方功熟ニ有之、段々宇治方取下居申候間、安政四年十二月初而

御側御用被 仰付、入念相納、御当用御茶御払底之節茂

追々御用被 仰付、同六年五月御花畑并水前寺御茶屋御

仕立之御茶製方被 仰付相勤、同年十二月御達仕、御用

聞被 仰付、追々御茶器類共差上候付、文久元年八月御

内々金子拝領茂被 仰付、其後例年御茶製方之節、搞方

製方等被 仰付、数日骨を折、自勘に而相勤候付、追々

御内々鳥目拝領茂被 仰付、御茶製方之節

御透見茂被 仰付、毎年御扣御茶取下として宇治茂罷越、

吟味仕入置、御当用御茶御払底且

御側御用、右様之節茂困置候御茶無御間拔様差出申候、孝

右衛門儀一体手全有之、御用御茶之儀格別入念御茶道方

御用心懸厚出精相勤、御家中之儀茂入念用弁ニ相成、然候処、例年

召上御用御扣御茶御買下として宇治表ニ罷越候節、旅行筋且於宇治表者御用達中ニ罷越、御茶選立仕入取扱方之節、且又紙面等取遣之節、無苗之者ニ而者其身心痛之場茂御座候由、私共推察仕候処茂

召上御用仕入等ニ参、身分並之町人ニ而者外向之事ニ付、乍憚外聞茂如何ニ奉存候、御用聞被 仰付置候町人ニ苗字御免等者大体年限茂御座候由ニ奉伺居候得共、孝右衛門儀者前条之御用向外向ニ懸取遣等相勤候者ニ付、別段之御僉議を以苗字御免被 仰付被下候様有御座度奉存候、左候ハ、第一外聞之趣宜、弥以相励、御用者不及申、御家中一統之用弁ニ相成申候間、此段宜御讚談被成御達可被下候、以上、

御茶道方

御役人

八月

(1) 史料2 「慶応二年 町在」(細川家文書、一〇一三—一三)

竹迫手永村吉村

居住御那代直触

佐々半左衛門悴ニ而

同会所副手代并

高江村庄屋兼帯

佐々才右衛門

同手永久米村居住

御郡筒ニ而同会所詰并

住吉村庄屋兼帯

後藤嘉右衛門

同手永板井村之者ニ而

同会所詰小頭

彦太

右者別紙之趣ニ付承繕申候処、竹迫手永之儀畑勝土貢不
釣合、從來之零落ニ而、余産之助^茂無之候ニ付、桑茶等
仕立方取発ニ相成候由之処、同手永之儀者一体場広ニ而、
岸高之地面多ク有之候ニ付、御山支配役以下村庄屋・会
所役人等、右仕立方御用懸御郡代衆方申付ニ相成、村々
割請持ニ而取計候由、茶之儀者是迄少々仕立置、吞料丈ケ
位者摘取候者^茂有之候由ニ付、村毎ニ空地又者畑畔等ニ
成丈ケ仕立、増桑之儀者居屋敷端々、其外場所見計植付、
仮令養蚕出来兼候者桑葉懸目^意貫目ニ而、何程充^与直
段究を以売払候様成仕法ニいたし候由ニ而、右両葉摘方
之儀者老幼婦女子之手ニ而被行候事ニ付、農事之障ニ者
相成不申見込之由ニ候処、根方ニ相成、手厚世話いたし
候者無之候ニ而者、永続いたし兼候見込を以、在勤席申
立ニ相成候由ニ而、右者孰^茂役前心懸能出精いたし、相

(2)

御内意之覚

応ニ気配^茂有之、物事差入候人物之由、尤以前蚕桑御取
発之砌、兩人在勤席被下置候者有之由之処、右一件退転
ニおよび候後、進席且病死いたし闕役ニ相成居、此節者
老人之増員ニ相成申候得共、村々割請持申付ニ相成候事
ニ付、迎^茂兩人に而者手足不申由、御惣庄屋^茂当春新ニ被
召仕候ニ付、勸農方を初、手永成立筋ニ係り差入居候様
子ニ而、茶直段等者近来別而高値ニ相成候ニ付、村々^茂
進立居候由ニ付、旁申立之通被 仰付候者為合ニ相成可
申見込之唱ニ而、孰^茂行状ニ付異候儀者承不申候、以上、
(慶長二年)
寅十月 (郡目附替目) 渡辺平兵衛印

竹迫手永村吉村居住

御郡代直触佐々半左衛門悴

同会所添手代ニ而高江村

庄屋兼帯

佐々才右衛門

当寅四十三歳

同手永久米村居住

靄崎地震ニ付御郡筒

会所詰ニ而住吉村庄屋

兼帯

後藤嘉右衛門

(9)

当寅四十一歳

同手永板井村ニ而

同会所詰小頭

彦太

当寅二十六歳

右三人之者之儀、生得手全ニ有之、當時之役々肩書之通ニ而、何れ^茂役方心懸能出精相勤、諸事御用ニ相立可申人柄ニ御座候、然処此竹迫手永之儀田畝少ク、畑方一扁程之所柄ニ而、土貢不釣合之上高人数不相応ニ而、從來之零落所ニ御座候間、余産之補助無御座候而者村々成立兼候儀と相見申候ニ付、村々端々迄上納地ニ取結有之、一体之土姓黒土勝ニ而、全体膏腹無之処^茂人畜も次第ニ相減、作廻仕応兼、段々と雜木茨立等ニ相成候地面^茂相見へ申候得共、余産之品等少^茂無御座、作実一扁程之所柄ニ御座候間、産物仕立之場所等見繕候得者、岸高之地面多ク、右等之ヶ所者別而桑茶杯植付相応可仕儀^与相見候ニ付、植付申度奉存候得共、是迄手馴不申所柄ニ付、仮初ニ相唱候而^茂卒業ニ至リ可申儀無覚束御座候間、見合置候儀ニ御座候処、其儘差出候儀只々残念至極、寢喰安兼候次第ニ御座候得共、仕馴不申所柄一統ニ及シ候儀、誠ニ堅キ事ニ御座候間、右植付等之世話筋、且桑葉捌方等ニ至迄一切引受、惣世話仕候者無御座候而者被行兼可申見込ニ御座候間、右三人之者共^江蚕桑倡方申付候ハ、

差入相倡可申、左候ハ、不年ニ産物繁昌仕、村々成立之一助ニも相成可申、依而無比類零落所之訳ニ而、別段之御僉議を以、右三人之者共蚕桑倡方在勤中御郡代直触被仰付被下候様、於私奉願候、此段御内意仕候条、可然被成御参談可被下候、以上、

^(菊池、合志郡也)片山八郎助

慶応二年九月 片山八郎助
〔^(宋筆)僉議之通、寅十一月十九日達〕

御郡方

御奉行衆中

僉議

才右衛門・嘉右衛門・彦太儀、達之通ニ而桑茶仕立倡方被申付度由ニ而、追々見合御座候間、願之通孰^茂在勤中御郡代直触可被 仰付哉

史料3 「慶応二年 町在」〔細川家文書、一〇一三―一三〕

(1) 覚

大津会所下代下大津町庄屋

御郡代直触松岡廉助養子

川辺村庄屋

松岡三十郎

入道水村庄屋

忠右衛門

大津会所根締小頭差添

湯舟村庄屋

三右衛門

右者別紙之趣ニ付承繕申候処、いづれ^茂役方心懸出精いたし、諸事之世話筋能行届候由、大津手永之儀者場広ニ而空地多、上往還筋ニ者拾町程之間、最早茶ノ実蒔込候ニ付、長六、七寸位ニ見事ニ生育仕居候通ニ而、御惣庄屋高木二十郎儀差入世話いたし居候ニ付、見締役在勤席等竹迫手永之御見合ニ而、申立之通被仰付候ハ、屹度繁暢仕、御国益ニ相成可申由ニ而、右三人共見締役相応可仕人物之由承申候、以上、

^(慶応二年)
寅十二月

^(郡附付横目)
河口源右衛門 匳

(2) 御内意之覚

大津会所下代下大津町庄屋

御郡代直触松岡廉助養子

川辺村庄屋

松岡三十郎

当寅三十三歳

入道水村庄屋

忠右衛門

当寅四十六歳

大津会所根締小頭指添

湯舟村庄屋

三右衛門

当寅三十四歳

右者大津手永之儀、場広之所柄ニ而櫛植者勿論、桑茶仕立方専ら相倡居、茶者当春大津御茶屋内を初、上往還筋余計ニ植込申候処、能生育仕申候間、来春者下往還筋其外見込之ヶ所々々植込申筈ニ而、茶実求方仕居申候、依之右三人何れも人柄宜、兼而世話筋行届申候間、桑茶仕立方倡方申付度奉存候間、竹迫手永同様右倡方在勤中御郡代直触被仰付被下候様、於私奉願候、此段御内意仕候条、宜敷被成御参談可被下候、以上、

慶応二年十一月

^(郡附付志保代)
片山八郎助

御郡方

御奉行衆中

僉議

三十郎・忠右衛門・三右衛門儀、桑茶仕立倡方申付相

成度由、委細書面之通ニ付、見合^茂御座候間、在勤中

御郡代直触可被 仰付哉、

^(朱筆)
「寅十二月廿八日達」

史料4 「慶応二年 町在」(細川家文書、一〇—三—三)

(1) 御内意之覚

本庄手永長嶺村八反田ニ而

戸嶋村日向庄屋

清三郎

右者今度八反田ニ而御茶園床、御茶道方ニ而御買上ニ相成、就而者茶実蒔付御仕立ニ相成候処、茶仕立方委敷吞込居、往々一廉御用立可申、且者右御茶園近所ニ居住仕居候付、御茶道方ハ懸ケ隔リ候而者、御不弁理之儀茂有之候付、外々御見合を以、右清三郎儀八反田御茶園見締被 仰付、在勤中苗字帯刀被成御免、産茶御用懸茂を被 仰付候様有御座度、於私ニ御内意奉願候、此段可然様被成御達可被下候、以上、

慶応二年十二月 萱野宗保(茶通)

(2) 御内意之覚

本庄手永戸嶋村庄屋

清三郎

当寅五十三歳

右者本庄手永戸嶋村庄日向庄屋申付置候処、今度長嶺村之内八反田懸ニおゐて御茶園仕立方被 仰付、且又同手永内ニ而所々桑仕立方被 仰付、見締役無之候而者、仕立方届かね申候処、同人儀長嶺村庄居住仕(マ)、役方出精、生質手全ニ而、諸事行届候者ニ御座候間、庄屋役者持懸ニ而、桑見締并御茶園見締申付度奉存候ニ付、右在勤中御郡代直触ニ被 仰付被下候様、於私共奉願候、左候ハ、逸稜御用弁ニ相成可申奉存候間、此段不閣御内意仕候条、

宜敷被成御参談可被下候、以上、

詫摩

慶応二年十二月 御郡代

御郡方

御奉行衆中

僉議

清三郎儀、本文并萱野宗保より茂別紙達之通ニ而、桑見締并御茶園見締申付有之度由ニ付、在勤中御郡代直触可被 仰付哉、
〔寅十二月廿九日達〕(宋筆)

史料5 「慶応三年 町在」〔細川家文書、一〇一三四〕

御内意之覚

鯨手永仲間村

御郡筒

甲斐信左衛門

横手手永二本木町

居住桑見締

本多卯太郎

右者一昨年産茶御取起ニ付而者、御郡内御本方江差障不申候ケ所々々、山畔川塘等江茶実植付ニ相成候処、兼而見締倡候者無御座候而者、手入仕立方等茂行届不申、且

者草苜杯剪拵候儀茂難計候付、右信左衛門・卯太郎儀人物手全成者二而、惣体之様子承込居候付、茶製法向并茶植付委敷吞込居候間、草木諸産物仕立方等之御用ニ被召仕候者二者至極御弁利之者共二而、往々者一廉之御用ニ相立候見込ニ御座候間、外々御見合を以御郡代直触被仰付、御茶園見締并宇治茶向製法産茶御用懸被仰付候様有御座度、於私重畳奉願候、此段可然様被成御讚談可被下候、以上、

慶應三年二月 菅野宗保(采道頭)

僉議

信左衛門・卯太郎儀達之通ニ付、御茶園見締并宇治茶向製法産茶御用懸被仰付、在勤中御郡代直触可被仰付哉、

但、申立之趣者御郡代直触本席之様に茂相見候得共、外々見合をを以、本文之通御座候、且又在中承合候趣者下付紙之通ニ而、故障等無御座由ニ御座候事、
〔采道卯四月廿九日達〕

史料6 「明治元年 町在」(細川家文書、一〇—三一六)

御内意之覚

本庄手永戸嶋村北向

頭百姓

新兵衛

当辰七十一歳

同手永長嶺村馬場懸

組頭

新助

当辰五十七歳

右新兵衛儀、戸嶋村北向頭百姓数十年相勤居、新作儀者長嶺村馬場懸組頭相勤居、何れ茂手全成者二而、村方世話筋も能行届申候、惣体右兩人共諸木仕立方功熟ニ有之、櫛木杯余計ニ仕立方仕、年々櫛方御買上等ニ差出来申候、然処当時諸産物御倡ニ付而、御國中産茶宇治向製法産物方を初、御茶道方江者

召上御用を茂製法ニ相成候由、昨年以來当手永江茂無代錢を以茶実被引渡、是迄茶園仕立置候分者高価ニ相成、一統仕立方相進居、此向野付在村々之内、山畔堀迫等隅々迄仕立方行届候ハ、余計之出産高ニ相成、村々ニおゐて往々利益筋者不及申上、御国益之一端ニ茂相成可申と奉存候処、当手永野方村々、渡鹿以上南部在・長嶺・小山・戸嶋・鹿帰瀬等、場広ヶ所々々見締役不被為立置候而者、手入之模様等彼是取締兼可申候間、此節右新兵衛列兩人共産茶見締役被仰付、在勤中苗字御免御惣庄屋直触被仰付被下候様奉願候、左候ハ、右兩人方一と際差入、一統相倡申候ハ、次第ニ産茶繁茂仕、乍恐御上下共御利益と奉存候間、宜敷被仰付可被下候、此段見

込之趣、不闕御内意覚書を以申上候、以上、

慶応四年八月

(本庄手永惣庄惣)
古閑忠左衛門印

(龜田路摩郡代)
入江次郎太郎殿

(龜田路摩郡代)
熊谷忠右衛門殿

右書面之通相違無御座、其上御茶道方方内意之趣茂御座候二付、新兵衛・新作儀、産茶見締并

召上御用製法方御用懸被 仰付、在勤中苗字御免御惣庄屋直触被 仰付被下候様有御座度、於私共奉願候、以上、

慶応四年八月

御郡代

(宋筆)
「辰八月廿八日達」

御郡方

御奉行衆中

僉議

新兵衛・新作儀、産茶見締并

召上御茶製法方御用懸被申付度由、達之通二付、在勤

中苗字被成御免、御惣庄屋直触可被 仰付哉、

史料7 「覚」(古閑家文書、七―三―二二)

覚

御国中益ニ相成候余産之一条ニ付而者、追々御委細御演達之趣奉得其意、本庄手永村々之内野付在之儀者、御百姓植立御山五畝三畝充所々ニ有之候を開明、地味宜敷分者作地ニ仕立、作毛生立方不宜地味、且又川塘・井手塘

等、作障・水理障ニ相成不申ケ所々々、其外野道・堀道・

畑畔等晶地有之ケ所々々江、楮・桑・茶・櫛・渋柿類等場所柄見計仕立方仕可申、当時専右之場所取調居申候、

追而治定之儀者委敷御達可申上と奉存候間、宜敷被仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上、

明治二年二月

(本庄手永惣庄惣)
古閑忠左衛門印

(龜田路摩郡代)
入江次郎太郎殿

(龜田路摩郡代)
熊谷忠右衛門殿

史料8 古閑家文書、七―三―二一

覚

五町手永宇留毛村掛立田御山畝之内、先年豊後梅御仕立被仰付置候畝方、今度御茶道方御催合ニ而、梅木之間々御茶園御仕立被仰付候而茂村方故障之筋者無御座哉、御賄物所方被為及御懸合候ニ付、両端之御仕立に而者木下作茂出来兼可申見込ニ而、小前々々迷惑ニ付、梅木歟御茶園歟片方之御仕立ニ被仰付被下候様願出候ニ付、其趣御賄所へ御達申上置候処、此節御出在ニ而梅木通之明地且畑畔等、各別木下作之さし障ニ相成不申ケ所々々御仕立被仰付、上茶者相応之代錢被渡下御買上被仰付、下茶者木下受持之もの共へ無上納ニ而拝領被仰付旨、御い才被仰付趣奉得其意候、右被仰付候通ニ而、各別木下作之差障ニ相成不申様之御仕立ニ御座候得者、村方何ぞ故障

之筋無御座候間、宜敷被成御達可被下候、此段覚書を以御受申上候、以上、

宇留毛村庄屋

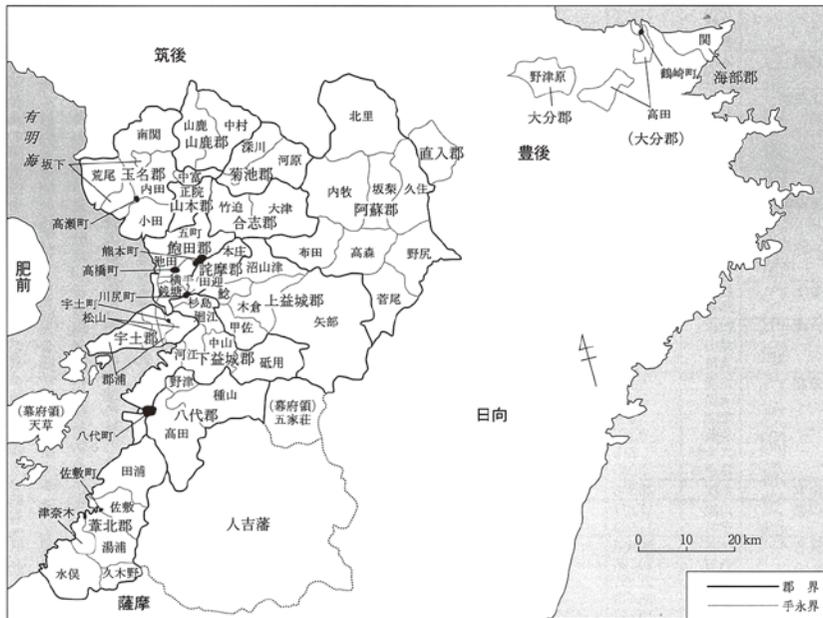
明治二年八月 武平次

同村庄屋後見

近藤武兵衛

佐藤求助殿

河野子次右衛門殿



地図 19世紀熊本藩領の郡・手永区画図

出典：今村直樹『近世の地域行政と明治維新』（吉川弘文館、2020年）26・17頁。